告 示

埼玉県告示第千二百七十一号

あるため 法 第三十条の規定による通知に係る保 森林法 その要旨を (昭 同 法 和二十六年法律第二百四 第百 次 \mathcal{O} とお 八十 九条 り告示する。 の規定に、 安林 十九 より 号) \mathcal{O} 当該通. 所 有者 第三十三条の三に 知 \mathcal{O} う \mathcal{O} ち 内 次 容 を小 \mathcal{O} 者 鹿 \mathcal{O} お 野 所 1 町 在 て 役 が 準 場 不 甪 分 す 掲示 明 る で 同

平成二十七年十一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 所在が不分明な者の氏名(又は名称)

ク、 定二、 武 吉、 宗吉、 岸修市 出井鍋重 、基作、 橋 橋宇市、 П 高 黒沢藤作、 橋和 南小 喜市、 清 北嘉六、 北 Щ 和市、 強矢満、 口 夫、 郎、 吉衛、 礒 岩﨑宇市、 保坂九重、 強矢智萬龜、 髙橋馬作、 Щ 田縫五郎、 北重四 黒田富五郎、 髙橋米吉、 口定男、 強矢次 坂本忠雄、 郎、 Щ 北 南甚藏、 利八、 男、 Щ \Box Щ Щ 髙橋利重、 口磯作、 甚三郎、 南亀三郎、 \Box П 黒田弁五郎、 南左仲、 黒沢 定吉、 文次、 黒田ナミ、 IJ 福島丑五郎、 <u>ڻ</u> " 高橋巖、 髙岸太郎、 强矢重太郎、 南和藤次、 福島幸八、 松 强矢滝十、 山勝哉、 强矢政三郎、 清水多作、 鈴木正貞、 高橋 富山 南 髙橋金作、 福嶋與作、 要吉、 久保金藏、 和 久保道次郎、 福島作五郎、 久 志、 南音作、 男、 黒田 高岸ツヤ、 髙 黒田常三郎、 覚、 南和 藤井福治 橋 Щ 南長平、 勝 強矢伊之松、 П 黒田佐 十郎、 髙 武井秀作、 重作 治、 橋 髙岸茂子、 強矢佐 要太 市、 高橋覺 強矢要治 幅下多重、 武井鍋十、 郎 П 黒 髙 嶋田 嘉 吉 橋縫 沢藤 横 平 富 田

一通知の要旨

1 たこと。 農林 水産大臣 カゝ ら保安林 \mathcal{O} 指定施業要件を変更する予定であ る旨 \mathcal{O} 通 知 が あ 0

口 予定に 変更に 七年三月二十日 0 係 11 て る保 安林 に 付 ょ ること。 埼玉県告 \mathcal{O} 所在場所及び変更後 示 7第二百六 +八号 の指定施業要件に (保安林 \mathcal{O} 指 定 9 施業要件 1 て は、 平成二 0) 変更